海洋の自由の弁証法的進化をもたらす諸法則

今 田 清 二

Principles for Providing Dialectical Evolution of Freedom of the Sea

Seiji Konda

Abstract

With the advance of modern technology, the freedom of the sea cannot be anymore a limitless freedom. Only when the freedom of the sea is limited in accordance with a universal rule, such freedom enjoyed by respective states can be consistent with one another. The freedom so limited is the same as the limitless freedom in that it is a freedom. But being limited, it is not the same as the limitless freedom. The freedom of the sea evolves dialectically, with the advance of technology, from the limitless freedom to the limited freedom.

One of the universal rules to limit the freedom of the sea is the rule of maximum sustained catch. There is a biological reason that all states have to observe this rule. It is not easy, of course, to bring this rule into practice, so that some conventions have been concluded to the end for carrying out scientific investigations to find the definite quantities of maximum sustained catch of certain stocks of fish.

The Tripartite Fisheries Convention of 1952 provided the rule of abstention. The abstention seems to be reasonable with respect to certain fishery on the North Pacific Ocean. But the procedure of abstention must be distinguished from the rule of abstention as provided in the above Convention, and not to be linked each other. The procedure of abstention is not reasoned by the abave rule of abstention which cannot be a universal rule, because of its lack of biological ground and its nature of nearly denying the freedom of the sea.

Here is a proposal for the rule of minimum universal restraint, which would furnish the abstention with its ground in order to prevent or resolve international disputes arising from economic causes. The limitations of freedom of the sea must be of the minimum, so far as the freedom is the basic rule. And also, such limitations must be of a universal nature, based on reasons that all states have to observe.

The items, methods and extents of the minimum universal restraint to be applied to fisheries differ case by case with the difference of the conditions of fishery, e.g. the property of living resources, the level of fishing technology, the traditional practices, and economic situations, etc.

It is an urgent need to carry out investigations on the basis of international agreement for finding the exact item, method and extent of the minimum universal restraint to be applied to the respective fisheries on the North Pacific, the Indo-Pacific, as well as the Atlantic Ocean.

1 海洋の自由の弁証法的進化

海洋の自由は、歴史ある学説と慣行に基づいて確立した国際法の法則である. 米国の独立,フランス革命など政治的自由の発展に続いて、画期的漁業条約が1818年米英の間に、

また1839年仏英の間に締結され、海洋の自由と国際協同を助長した.1)シカゴ大学名誉教授 Robert M. Hutchins 等は、国際協同が世界連邦に発展することを期待し、1947年世界 憲法草案の前文に「人類の生存に必要な四大要素――土地・水・空気・エネルギーは 人類 共同の財産である」と宣言した。海洋は人類共同の財産に属する。 国際連合の国際法委員会は、海洋法の註釈(1956)の中に「海洋の自由は国際社会にとって至上の重要性をもつ」また「大陸棚の上の水域における完全な自由の原則を擁護することは、委員会が決定的重要性を有すると考えている目標である」と述べ、強く海洋の自由を支持している。2)

海洋の自由は、固より無制限の自由ではあり得ない。近代技術の進歩に伴い、無制限の自由の弊害が増大し、各国が享有する海洋の自由は、互に両立することを脅かされるに至った。Immanuel Kant に倣って言えば、各国の自由が他の各国の自由と普遍的法則に従って両立する状態が正義である。3 正義に合致するためには、海洋の自由は普遍的法則に従って制限されなければならない。そのように制限された自由は、自由という点において無制限の自由と同一である。然し制限されている点において、それは無制限の自由と同一でない。自由と正義との間には、このような弁証法的関係がある。そして海洋の自由は、近代技術の進歩に伴い、無制限の自由から制限された自由へ、弁証法的進化をするのである。

海洋の自由の弁証法的進化は、その自由が普遍的法則に従って制限されることによって 実現する。すべての国は、全体の利益のために各自の自由を制限しなければならない。共 同の責任に基づき相互に他国の自由を制限しなければならないと言ってもよい。

これに反し、もし一国が資源保存の責任を他国と共にすることなく、 自国の漁業独占区域を拡張するとすれば、 海洋の自由の弁証法的進化はもたらされない. そのような独占漁業区域の拡張は、すべての国の享有する自由が互に両立することを脅かし、 海洋の自由を否定するものである.

そのような海洋の自由の否定の実例は:海洋の主権に関するチリー国大統領宣言 (1947)ペルー国大統領令 (1947)、コスタリカ国法律 (1948)、韓国大統領宣言 (1952)、ソ連邦のピョートル大帝湾の内海宣言 (1957)、インドネシア国の領海宣言、その他である。諸国はそのような独占海域の拡張に抗議した。海洋の自由を擁護するため、海洋の自由を否定する主張を否定したのである。40

2. 最大の持続的漁獲の法則

海洋の生物資源が獲り尽される危険を避けるため、最大の持続的漁獲の法則は、生物資源が年々増殖する限度において年々これを漁獲し、その増殖する限度をこえて漁獲してはならないとしている。この法則は、すべての国が必ず従わなければならない生物学的理由を有し、またすべての国の利益に合致する。従ってこの法則は、海洋の自由を制限してその弁証法的進化をもたらす普遍的法則である。

すべての国は、最大の持続的漁獲の法則の如何なる制度にも、平等の立場で参加することができなければならない。なぜならばすべての国は、海洋の生物資源——人類の共同財産——の保護につき、共同の責任を負っているからである。もし海洋の生物資源を保護するための或る制度が、すべての国の共同の責任を認めることなく、すべての国が平等の立場でこれに参加することを認めないものであるならば、その保護制度は普遍的法則に反する。そのような保護制度の極端な例は、一国が漁業独占区域を拡張する場合に見出される

が、既に述べたように、それは海洋の自由の否定である.

1956年の日ソ漁業条約は、最大の持続的漁獲に関する普遍的法則を歪めている。この条約によれば、両締約国は資源の保護制度に、形式においては平等の立場で参加しているが、実質においてはそうでない。この条約は北西太平洋の公海漁業のみに関するものである。ソ連は、公海のサケ漁業を行なわず、自国の領海に産卵のため回帰するサケを漁獲して、この条約が規定する制限の適用を免かれることができる。サケの漁獲に関する厳しい制限は、公海における日本の漁業だけに適用される。

最大の持続的漁獲の法則を実際に行なうことは、固より容易なことでなく、特に海洋の特定の資源につき、最大の持続的漁獲の具体的数量を見出すことが難かしい。北西大西洋漁獲条約(1949)、全米熱帯マグロ委員会設置条約(1949)、暫定オットセイ保護条約(1957)など現行条約の或るものは、それぞれの資源の最大の持続的漁獲を可能にするための科学的調査を目的として締結されている。

3. 自発的抑止の法則

日米加漁業条約(1952)の基本法則は、その前文に宣言されているように、海洋の自由と最大の持続的漁獲の法則である。自発的抑止の法則は、この海洋自由の法則を最大の持続的漁獲の法則に従って制限する条件と事項を具体的に定めるため、この条約により規定されたものである。自発的抑止の法則によれば、或る魚種の資源がその最大の持続的漁獲の限度まで既に他国によって漁獲されている場合には、従来その海区の公海でその魚種の漁業を実質的に行なっていなかった国は、新にその漁業に参加することを自発的に抑止しなければならない。

この法則に従い、日本とカナダはベーリング海東部のアラスカ沖公海においてサケの漁獲を自発的に抑止し、日本はまたベーリング海を含む北太平洋の米国およびカナダ沖公海において、サケ、ニシンおよびオヒョウの漁獲を自発的に抑止した。但しアラスカ沖公海のニシンについては、1960年以来日本の自発的抑止は解除され、またベーリング海のオヒョウについては、効力を発生してはいないが、1962年国際北太洋漁業委員会は日本の自発的抑止を解除する勧告を採択した.5)

然し自発的抑止の法則は,国際法の法則としては認められていない。 1958 年国際連合の海洋法会議の際,米国とカナダは,海洋法の規定の中に自発的抑止の法則を設けることを共同提案したが,討議の後これを撤回した. 6

元来,自発的抑止の法則は生物学的理由に乏しい.生物学の立場から言えば,締約国の或るものに自発的抑止を勧告し国籍によって漁業者を差別待遇することは無用である.漁獲が資源に及ぼす影響は,漁業者の国籍に拘わらない.総漁獲量の制限,漁獲物の体長制限,漁具漁法の制限など,生物学的理由によって必要な措置を合理的に実行しさえすれば,資源保護の目的は達せられる.

サケ資源を有効に保護するためには、できるだけストック毎に漁獲を規制する必要があり、従ってストックが互に交錯する公海でサケを漁獲するのは危険であるという説がある. 7 もし科学的に証明された場合には、この説は漁具漁法を制限する根拠となるであろう。然し国籍により漁業者を差別待遇する根拠にはならない。これを混同することは、論理の誤りといわなければならない。

以上述べたことは、自発的抑止が無意義だというのではない。 曽て行なわれた自発的抑止の慣行が今日もはや無意義になったという証拠は無い。 1937 年 11 月米国政府は「サケ漁業のように一国の国民によって樹立された産業が、他国の国民によって破壊されるのを、公正な立場では放置できないということは、 穏健な正義の原則と認められなければならない」と声明した。 8 日本政府はこれに応えて翌 1938 年 3 月 「国際法に基づき享有する諸権利の問題に累を及ぼすことなく、………民間漁船がサケ漁業の目的をもってブリストル湾地方に赴むこうとするものに対し、当分の間、自発的に許可証の発給を差控える」と発表して、アラスカ沖のサケ漁業を自発的に抑止した。日米加漁業条約は、この戦前の慣行を義務として規定したのである。

米国政府がアラスカのサケ資源の管理と研究のため支出した費用は、1957年までの30年間に \$18,000,000 をこえるという。またアラスカのサケ業界が負担した額は、同年までの 10年間に、ブリストル湾のサケ資源の生物学的研究費のみで \$800,000 をこえるという。\$00 のみでなく仮に日本または他の国が、新にアラスカ沖公海のサケ漁業を始めるとすれば、アラスカ系サケの年々持続可能な漁獲量を維持しようとする限り、米国は自国民のサケ漁獲量を減らさなければならない。日米加漁業条約の真の狙いは、そのように重大な経済的損害が発生することを防止することであったと思われる。

然しながら自発的抑止の法則は、自発的抑止の行為と区別されなければらない。日米加漁業条約はこれを混同し、誤って最大の持続的漁獲の法則が自発的抑止の法則の根拠であり、従ってまた自発的抑止の行為の根拠であるとした。然し既に述べたように、最大の持続的漁獲の法則が自発的抑止の根拠であるとするのは誤りである。自発的抑止の法則は、そのような生物学的根拠を有しない。のみでなく、すべての新来の漁業者を、公海の広い区域に亘り、特定の漁業から締め出すことは、漁業独占区域の拡張と同様に、海洋の自由を否定する一つの形態であると思われる。自発的抑止の行為は、日米加漁業条約に規定されているような自発的抑止の法則によって理由づけされるものでなく、次に掲げる法則によってのみ理由づけられるであろう。

4. 最小の普遍的抑制の法則

ここに提案する最小の普遍的抑制の法則は、経済的理由によって生ずる漁業上の紛争を防止し、または解決するものである。この法則は、或る場合には或る海域の漁業に関する自発的抑止の行為の根拠となることがある。この法則において最小とは、自由が基本的法則である限り、その制限は必要ある最小のものでなければならないことを意味する。また普遍的抑制とは、すべての国がこれに従わなければならない理由のある制限を意味する。或る国が漁業独占区域を拡張して、他国の自由を制限する場合には、それが最小の制限であると主張されているとしても、普遍的抑制ではあり得ない。そのような自由の制限と区別して、すべての国が従う理由のある最小の自由の抑制を、最小の普遍的抑制と称する。

漁業の自由の最小の普遍的抑制には、例えば次のものが含まれる:技術の進歩した国が、その技術によって、技術的後進国の漁業を脅やかすことなく、特定の資源の漁獲に新に参加しようとする国が、その参加によって、従来その漁獲に従事していた国を脅やかすことなく、沿岸国が、漁業の利益を独占して、非沿岸国の漁業を脅やかさないこと。これを逆に言えば、技術的後進国が、将来の発展の準備のため、必要の限度をこえて他国の漁業を

妨げることなく、特定の資源の漁獲を従来行なっていた国が、 自国の利益のため、他国を その漁業から締め出すことなく、非沿岸国が、 無制限に沿岸国の領海に近づいて、沿岸国 の漁業を圧倒することがないようにすることである.

現行の漁業条約の或るものは、経済的理由から生ずる漁業上の紛争を避けるため、すなわち最小の普遍的抑制の法則の目的を達成するため、必要な規定を設けている。例えば:

フレザー河系サケ漁業に関する米英条約 (1930) によれば、国際サケ漁業委員会は、両締約国の漁民によって漁獲される毎年の漁獲高ができるだけ精密に均分されるように、漁業を規制しなければならない (第7条).

国際捕鯨取締条約(1946)は、国際捕鯨委員会が母船の国籍を制限し、または締約国に対し特定の割当量を定めることを、明示的に禁止していることを特色とする(第V条2. C). この規定により、南氷洋における一漁期のヒゲ鯨総捕獲頭数の国別分配は、関係国の自由競争の結果に委されてきた.

然し自由競争の激化に直面して,この条約加盟の5 カ国政府は,この条約とは別に,南 氷洋捕鯨規制取極(1962)を協定し,一漁期の総捕獲頭数の国別割当を定めた.それによれば $1965\sim66$ 年漁期までの4年間,割当は原則として日本33%,ノルエー32%,ソ連20%,英国9%,オランダ6%である.

最小の普遍的抑制の具体的内容は、それぞれの海域のそれぞれの漁業につき一様でない。 資源の性状、技術の優劣、漁業の慣行、経済事情など、条件が異なるに従い、それぞれの 漁業に適用される抑制の事項、方法、程度などは異ならなければならない。北東太平洋、 北西太平洋、インド太平洋並に大西洋の漁業につき、経済的原因から生ずる紛争を防止し または解決するために、最小の普遍的抑制の具体的かつ正確な事項、方法および程度を見 出す調査を、協定に基づいて実施することは、国際社会における今日の急務である。(1963. 6.15)

- 註 (1) The Convention respecting Fisheries, Boundary and the Restoration of Slaves, 1818 (U. S. Statutes at Large, vol. 8) は, 領海 3 浬の原則を条約に規定した世界最初のものであり,Fisheries Convention, 1839 はヨーロッパで最初のものである.
- 註 (2) Yearbook of the International Law Commission, 1956. vol. II. Document A/3159, III Commentary to the articles concerning the law of the sea, Part II High Seas. III Continental shelf (4) および Article 68 Commentary (2)参照.
- 註 (3) Immanuel Kant, Metaphysik der Sitten, Leipzig 1922. Erster Teil, Metaphysische Anfangsgründe der Rechtsrehre, § C (S. 35): Eine jede Handlung ist recht, die oder nach deren Maxime die Freiheit der Willkür eines jeden mit jedermanns Freiheit nach einem allgemeinem Gesetze zusammen bestehen kann.
- 註 (4) U. N. Legislative Series, vol. 1, 1951. にチリー, ペルーその他諸国の宣言等あり. 拙著, 公海漁業の国際規制, 1959. に韓国, インドネシア, ソ連の宣言等および日本のこれに対する抗議あり. 米国の対ソ連抗議については, Press Release No. 116, March 1958 参照.
- 註(5) 1959 年 11 月北太平洋漁業国際委員会は,条約附属書の修正勧告を採択し, 1960 年 5 月 24 日発効して,ニシン漁業の自発的抑止区域は「カナダの地先沖合およびファン・デ・フカ海峡入口より南の米国地先沖合の条約区域」となる.次で1961 年 11 月同じく修正勧告が採択され,1962 年 4 月 2 日 発効して,ニシン漁業の自発的 抑止区域は「カナダの地先沖合の条約区域」のみとなる.

1962 年 11 月オヒヨウおよびニシン漁業の自発的抑止区域の修正勧告が採択されたが、未だ効力を発生していない。

- 註 (6) U. N. Conference on the Law of the Sea, 1958. Official Records, vol. II and vol. V. 参照. 米国とカナダの共同提案 (A/CONF. 13/C. 3/L. 69) は撤回され、その代案 (A/CONF. 13/C. 3/L. 88) が委員会で採択されたが、それも本会議で否決された (Official Records, Vol. II, p. 47).
- 註 (7) U. N. Conference on the Law of the Sea, 1958. Official Records, vol. I. Document A/CONF. 13/3.
- 註 (8) U. S. Press Releases, No. 1150, March 26, 1938.
- 註 (9) op. cit. Document A/CONF. 13/3.